

政策統括官（労働担当）関係

政策統括官（労働担当）所管の部会の審議状況 （平成26年8月29日以降）

○ スト規制法の在り方の検討【別紙1】

「電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成26年5月16日衆議院経済産業委員会、平成26年6月10日参議院経済産業委員会）において、「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」（以下「スト規制法」という。）につき、「電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとする」とされたことを受け、平成26年9月に労働政策審議会に「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」（以下「部会」という。）を設置し、検討を行った。審議を6回、視察を2回行い、平成27年2月2日に「今後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の在り方について（報告）」を取りまとめた。

【参考】 部会開催実績

・電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会 審議：9/11、10/21、11/26、1/16、1/27、2/2（視察：11/25、12/19）

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(注)の 在り方に関するⅠ検討経緯 及びⅡ報告書の概要

Ⅰ. 検討経緯

(注) 以下『スト規制法』という。

- 『スト規制法』は、昭和27年の電産スト等の甚大な影響に鑑み、翌28年に制定された法律。電気事業(一般電気事業及び卸電気事業)の労使の争議行為のうち、「電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」を禁止すること等を内容とする。
- 平成26年の通常国会では、第2弾電力システム改革法案の附則にスト規制法の規定の整備を盛り込んだ。具体的には、電気事業類型の見直しに併せ、スト規制の対象を①送配電事業、②厚生労働大臣が指定する発電事業とした(改正前後で対象範囲は変わらないことを想定)。
- 法案採決時、平成27年の通常国会への提出を目指す第3弾改革法案と併せて、『スト規制法』の在り方を検討することを政府に求める附帯決議がなされた。

	電力システム改革の主な内容	法案提出・成立時期	実施予定時期
第1弾	・広域的運営推進機関の設立	平成25年11月13日成立	平成27年4月設立
第2弾	・小売・発電事業の全面自由化 (電気事業類型の見直し)	平成26年6月11日成立	平成28年4月 目途実施
第3弾	・送配電部門の法的分離 ・小売料金の全面自由化	平成27年3月3日提出	平成32年4月実施(予定)

- 附帯決議を受け、平成26年9月に労働政策審議会に『スト規制法』の在り方を検討する部会(公労使三者構成)を設置。審議を6回、視察を2回実施し、平成27年2月2日に報告書取りまとめ。

第1回	(H26. 9.11)	部会の運営・スト規制法について
第2回	(H26.10.21)	電気事業連合会・資源エネルギー庁からのヒアリング
視察①	(H26.11.25)	東京電力 中央給電指令所・品川火力発電所 視察
第3回	(H26.11.26)	電気事業の労使関係、諸外国との比較、争議権の保障について
視察②	(H26.12.19)	川崎天然ガス発電所(新電力) 視察
第4回	(H27. 1.16)	意見の整理
第5回	(H27. 1.27)	取りまとめに向けた議論
第6回	(H27. 2. 2)	報告書取りまとめ

Ⅱ. 報告書(労働政策審議会の部会)の概要

- 『スト規制法』の在り方について、下記の1～3の観点から検討した結果、4の結論となった。

1. 労働基本権の保障とスト規制法	・ スト規制法は、憲法上の争議権保障が及ばない「正当でない争議行為」の方法の一部を明文で禁止し、その防止を図ることが主眼。
2. 電気の安定供給と特殊性	・ 安定供給の重要性は飛躍的に増大。電力需給の逼迫による供給不安。 ・ 電気事業は地域独占などの特殊性を有する。
3. 電力システム改革の影響も想定した検討	・ 今後の電気事業の競争環境の状況や電力システム改革が労使関係に与える影響は不透明。 ・ また、電力システム改革による業務内容の変化が見込まれる中、現時点で非組合員による代替が可能と判断するのは困難。

4. 今後の方向性

- スト規制法は、現時点では存続ということでやむを得ない。(なお、労側からはスト規制法を廃止すべきとの意見があった。)
- 禁止行為に関する解釈通知については、現在の電気事業の状況や、今後の電力システム改革等に伴い業務内容の変化が見込まれることも踏まえて見直すべき。
- 電力システム改革の進展の状況等を十分に検証した上で、今後、スト規制法の在り方を再検討すべき。